

第 12 回研究大会 医療経済学会総会 参考書類

◆総会開催

日時：2017 年 9 月 2 日（土） 12 時 40 分～13 時

場所：慶應義塾大学日吉キャンパス協生館 藤原洋記念ホール

◆決議事項

第 1 号議案 2017 年度事業計画

第 2 号議案 任期満了に伴う役員選出の件

第 3 号議案 会則・細則一部変更の件

第1号議案 2017年度事業計画

1 第12回研究大会の開催

- 2017年9月2日（土） 慶應義塾大学日吉キャンパス（研究大会長：中村 洋先生）にて開催する。
- なお、翌日9月3日（日）に、同キャンパスにて日韓台合同会議を開催予定。

2 学会誌/機関誌「医療経済研究」の発行

- 年3回の発刊を予定。
 - Vol. 29 No. 1 2016年10月
 - Vol. 29 No. 2 2017年3月
 - E4 2017年中

3 学会ウェブサイトの管理・会員へのサービス

- 研究大会情報（事前案内、演題プログラム、抄録集の閲覧サービス）を更に充実させ、タイムリーな提供を行う。
- 学会会員に対しては、医療経済研究機構の個人会員向けホームページを無料で閲覧可能とし、調査報告書等入手することができるよう継続して優遇する。

4 若手研究者育成のためのセミナーの開催

- 若手研究者（主に大学院生）を対象に年2回程度開催予定。

5 その他

- 学会会員名簿を作成し、10月に発送予定。

第 2 号議案 任期満了に伴う役員選任の件

現役員（理事 13 名、監事 1 名）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、次期（平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）役員の選任をお願いいたしましたく、その候補者は次のとおり（別紙：公示）です。

(別紙)

公 示

医療経済学会「(平成 30 年 4 月 1 日から) 理事となるべき者」の名簿

医療経済学会 理事会は、医療経済学会会則（平成 18 年 6 月 10 日施行、平成 21 年 7 月 18 日および平成 22 年 7 月 10 日一部改定）、および役員の選任に関する細則（平成 21 年 7 月 18 日施行）に基づき、現役員の任期満了に伴う再任・新任の手続きとして、以下に（平成 30 年 4 月以降）理事となるべき者の名簿を第 12 回研究大会（平成 29 年 9 月 2 日（土））に開催予定の総会に先立ち公示する。

（平成 30 年 4 月 1 日から）理事となるべき者

（順不同敬称略）

[再任]

池上 直己（聖路加国際大学公衆衛生大学院 特任教授）
今中 雄一（京都大学医学研究科 教授）
岩本 康志（東京大学経済学研究科 教授）
遠藤 久夫（国立社会保障・人口問題研究所 所長）
小林 廉毅（東京大学医学系研究科 教授）
後藤 励（慶應義塾大学経営管理研究科 准教授）
田中 滋（慶應義塾大学 名誉教授）
野口 晴子（早稲田大学政治経済学術院 教授）
橋本 英樹（東京大学医学系研究科 教授）
池田 俊也（国際医療福祉大学医療経営管理分野 教授）
鈴木 亘（学習院大学経済学部 教授）
中村 洋（慶應義塾大学経営管理研究科 教授）
伏見 清秀（東京医科歯科大学医療政策情報学分野 教授）

※ 上記に関してご意見のある場合には、平成 29 年 9 月 1 日（金）正午までに、医療経済学会 事務局（gakkai@ihep.jp）宛にメールにてご連絡ください。

役員の選任に関する細則に基づき、理事会で検討の上、（平成 30 年 4 月以降）理事となるべき者の名簿を総会に提出させていただきます。

第3号議案 会則・細則一部変更の件

1. 医療経済学会会則

1) 変更の理由

- ①学会の事業運営を目的として委員会を設置・明文化し、学会組織運営体制の整備を諮るとともに透明性を高める。
- ②役員について、代表権の所在、監事の職務範囲、研究大会長の役割に関する説明を補足し、役割責任を明確にする。
- ③総会、理事会での選任・決議事項の記載、また、理事会の運営方法についても見直しを行い、より正確な記載に改める。

2) 変更の内容

別紙、新旧対比表改定案の通り。

①第十五条を新設。新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

②第九条4. に追記

③第十条、第十三条、第十四条

なお、本会則変更は本総会終結をもって効力が生じるものとする。

2. 会費に関する細則

1) 変更の理由

学生会員の定義を明確にする。

2) 変更の内容

別紙、新旧対比表改定案の通り。

なお、本細則変更は本総会終結をもって効力が生じるものとする。

新旧対比表(別紙)

◆医療経済学会会則

※該当する変更箇所のみ抜粋し、変更箇所は_____に示す

現行	改定案
(事務局) 第二条 本会の事務局を財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構(東京都港区西新橋1-5-11)におく。	(事務局) 第二条 本会の事務局を <u>一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構(東京都港区西新橋1-5-11)</u> におく。
(役員) 第九条 本会運営のため、以下の役員をおき、会務を分担執行する。 一 会長 1名 二 研究大会長 1名 三 事務局長 1名 四 理事 若干名 五 監事 1名 2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 3. 前項の規定にかかわらず、研究大会長の任期は1年とする。	(役員) 第九条 本会運営のため、以下の役員をおき、会務を分担執行する。 一 会長 1名 二 研究大会長 1名 三 事務局長 1名 四 理事 若干名 五 監事 1名 2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 3. 前項の規定にかかわらず、研究大会長の任期は1年とする。 4. 会長は、本会を代表し会務を処理する。研究大会長は、研究大会の運営・開催を行う。監事は会計を監査する。
(役員の選任) 第十条 会長及び事務局長は、理事中から互選する。 2. 研究大会長は、会員中から、会長が理事会の承認を経て指名する。 3. 理事及び監事は、総会において、会員中から選出する。	(役員の選任) 第十条 会長及び事務局長は、理事中から互選する。 2. 研究大会長は、会員中から、 <u>会長の推薦に基づき理事会の決議によって選任する</u> 。 3. 理事及び監事は、 <u>総会の決議によって</u> 会員中から選任する。
(総会) 第十三条 総会の議決は出席者の過半数による。	(総会) 第十三条 総会の <u>決議</u> は出席者(<u>委任状を含む</u>)の過半数による。
(理事会) 第十四条 理事会は理事をもって構成し、本会の会務を計画し及び立案する。	(理事会) 第十四条 理事会は <u>全理事</u> をもって構成し、本会の会務を計画し及び立案する。

2. 理事会は会長が招集し、議決は出席者の過半数による。

2. 理事会は会長が招集し、定足数は全理事の過半数(委任状含む)、決議は出席者(委任状を含む)の過半数による。
3. 本会則に定めるもののほか、理事会の運営の細則等については、理事会が別に定める。

(委員会)

第十五条 本会の事業運営のため、以下の委員会をおく。なお、以下の一～三に定めるもののほか、理事会の承認を経て、必要に応じ委員会をおくことができる。

- 一. 編集委員会
- 二. 学術推進委員会
- 三. 国際交流委員会

2. 委員会の設置、任務、運営等については理事会の承認を経て定める。

3. 委員会の委員長は、会長の推薦に基づき理事会の決議によって選任する。原則として委員長は兼任しない。

4. 委員会の構成員及び委員の任期は、委員長が理事会の承認を経て定める。

(会計)

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十六条 3年以上会費を滞納した者は、理事会の承認により退会したものとみなすことができる。

(会則の変更)

第十七条 本会則の改正には、総会の承認を必要とする。

(会計)

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 3年以上会費を滞納した者は、理事会の承認により退会したものとみなすことができる。

(会則の変更)

第十八条 本会則の改正には、総会の承認を必要とする。

◆会費に関する細則

※該当する変更箇所のみ抜粋し、変更箇所は_____に示す

現行	改定案
<p>会費の額は次のとおりとする。</p> <p>1 普通会員 年額1万円 2 学生会員(※) 年額5千円 3 名誉会員 免除</p>	<p>会費の額は次のとおりとする。</p> <p>1 普通会員 年額1万円 2 学生会員(※) 年額5千円 3 名誉会員 免除</p> <p>(※) 学生会員は、大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し、学士・修士・博士・専門職学位課程に在籍する者とし、会員申込時に学会事務局に学生証(写し)の提出を必要とする。</p>

医療経済学会会則

(名称)

第一条 本会は医療経済学会(Japan Health Economics Association)と称する。

(事務局)

第二条 本会の事務局を一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療
経済研究機構(東京都港区西新橋1-5-11)におく。

(目的)

第三条 本会は医療経済、医療政策及びこれに関連する諸問題の学術的研究を行ふこと並びに当該分野の発展に資することを目的とする。

(事業)

第四条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究大会の開催
- 二 機関誌等の発行
- 三 その他会の目的達成に必要な事業

(会員)

第五条 本会の趣旨に賛成し、その目的の達成に協力しようとする個人は、理事会の承認を得ることにより、会員となることができる。

第六条 本会の会員は、次の三種とする。

- 一 普通会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する個人
- 二 学生会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する学生
- 三 名誉会員 医療経済学及び本会に対して貢献した会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得た者

第七条 本会の会員は、別途総会にて定める細則により、毎年会費を納めなければならない。

第八条 会員の権利は、次の通りとする。

- 一 総会における議決権及び役員の選挙権と被選挙権
- 二 研究大会及び機関誌における研究成果の発表など本会の事業への参加
- 三 機関誌、会務連絡等の受領

(役員)

第九条 本会運営のため、以下の役員をおき、会務を分担執行する。

- 一 会長 1名
- 二 研究大会長 1名
- 三 事務局長 1名
- 四 理事 若干名
- 五 監事 1名

2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 前項の規定にかかわらず、研究大会長の任期は1年とする。
4. 会長は、本会を代表し会務を処理する。研究大会長は、研究大会の運営・開催を行う。監事は会計を監査する。

(役員の選任)

第十条 会長及び事務局長は、理事中から互選する。

2. 研究大会長は、会員中から、会長の推薦に基づき理事会の決議によって選任する。

3. 理事及び監事は、総会の決議によって会員中から選任する。

(役員の選任手続)

第十一条 本会則に定めるもののほか、役員の選任手続については、理事会が別に定める。

(総会)

第十二条 総会は、会の重要事項を審議する。総会の招集は会長が行う。総会の開催は、少なくとも1年に1回とする。

2. 研究大会は総会と同日を開催する。

第十三条 総会の決議は出席者（委任状を含む）の過半数による。

(理事会)

第十四条 理事会は全理事をもって構成し、本会の会務を計画し及び立案する。

2. 理事会は会長が招集し、定足数は全理事の過半数（委任状含む）、決議は出席者（委任状を含む）の過半数による。

3. 本会則に定めるもののほか、理事会の運営の細則等については、理事会が別に定める。

(委員会)

第十五条 本会の事業運営のため、以下の委員会をおく。なお、以下の一～三に定めるもののほか、理事会の承認を経て、必要に応じ委員会をおくことができる。

一. 編集委員会

二. 学術推進委員会

三. 国際交流委員会

2. 委員会の設置、任務、運営等については、会長が理事会の承認を経て定める。

3. 委員会の委員長は、会長の推薦に基づき理事会の決議によって選任する。原則として委員長は兼任しない。

4. 委員会の構成員及び委員の任期は、委員長が理事会の承認を経て定める。

(会計)

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 3年以上会費を滞納した者は、理事会の承認により退会したものとみなすことができる。

(会則の変更)

第十八条 本会則の改正には、総会の承認を必要とする。

附 則

この会則は、平成十八年六月十日から施行する。

平成二十一年七月十八日一部改定。

平成二十二年七月十日一部改定。

平成二十九年九月二日一部改定。

会費に関する細則

会費の額は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| 1 普通会員 | 年額 1 万円 |
| 2 学生会員 (※) | 年額 5 千円 |
| 3 名誉会員 | 免除 |

(※) 学生会員は、大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し、学士・修士・博士・専門職学位課程に在籍する者とし、会員申込時に学会事務局に学生証（写し）の提出を必要とする。

附 則

この会則は、平成十八年六月十日から施行する。

平成二十九年九月二日一部改定。